



2023 年 2 月サイクロン「ガブリエル」 利用可能な支援と対応諸機関

サイクロン「ガブリエル」の被災者に対する各種支援についてのファクトシートです。
人命に危険が迫っている場合はダイヤル 111 番に通報してください。

オークランドの被災者に対する支援

オークランド地域の被災者に対する支援情報は、Civil Defence (民間防衛) の公式サイトをご覧ください。

<https://www.civildefence.govt.nz/resources/news-and-events/news-and-events/auckland-severe-weather-what-support-is-available-and-where-can-you-get-help/>

外国籍の方

支援が必要な外国籍の方は、自国の在ニュージーランド公館へご連絡ください。

各国公館一覧: <https://www.mfat.govt.nz/en/embassies/>

一時滞在中に旅程の変更を余儀なくされた方は、旅行保険会社へご連絡ください。

Civil Defence Centre (民間防衛センター) の開設

被災地の民間防衛センターでは、知人や親族の元に身を寄せられない自宅退避者を受け入れています。生活必需品 (薬、防寒着、ベビー用品など) はご持参ください。

民間防衛センターの最新一覧は、最寄りの Civil Defence Emergency Management Group (民間防衛緊急管理グループ) の公式サイトをご覧ください。

民間防衛センターの利用が不可能な方は、最寄りの民間防衛緊急管理グループへご相談ください。

<https://www.civildefence.govt.nz/find-your-civil-defence-group/>

Work and Income (労働収入庁) の給付金支援

最近の悪天候による被害を直接受けた方は、各種の支援や給付金の対象になります。

Work and Income は様々な支援を行っており、被害者の状況に応じた適切な支援をお知らせします。通常、生活保護を受給していない方も対象に含まれます。

緊急時に生活費の支払いが困難になった場合、Work and Income が給付金を支給する場合があります。

支援の内容:

- 医療費
- 寝具
- 食料品
- 電気代
- 家電製品の修理・交換
- 働けなくなった場合の所得喪失の補填

Work and Income は、その他にも生活保護や居住費援助を含む各種支援を行ってます。

個人の事情はそれぞれ異なるため、状況に応じて受給条件も異なります。但し、場合によっては、給付金の返済を求められることがあります。

公式サイト: <https://www.workandincome.govt.nz/eligibility/urgent-costs/index.html>

緊急時の諸経費については、0800 400 100 (対応時間: 月～金 7am～5pm、土 8am～5pm) へお問い合わせください。

マオリ系の部族や地域社会による支援

被災地のマオリ部族/血族やコミュニティグループとの連絡は、Civil Defence Emergency Management Groups (民間防衛緊急管理グループ) が担当し、公式の支援対策や情報管理と連携しながら、被災者のニーズ評価や物資調達などを行っています。Te Puni Kōkiri (マオリ開発省) などの行政機関による援助もあります。

ポリネシア系住民のための支援

Ministry for Pacific Peoples (ポリネシア人民省) は、国内在住のポリネシア系市民の生活向上に向けた政策立案や政治介入に関する国家の諮問機関です。全国のポリネシア系社会と強力なネットワークを構築し、ポリネシア系の人々やその慣習、価値観についての専門知識に基づいて、国内の公共政策・各種制度・公共サービスの施策に影響を与えます。

同省は、ポリネシア系市民の指導者や地域社会、事業者へ密接に働きかけ、情報収集に励んでいます。

支援が必要な方は、Eメール (contact@mpp.govt.nz) でお問い合わせいただくか、 www.mpp.govt.nz をご覧ください。

様々な民族社会向けの支援

Ministry for Ethnic Communities (民族社会省) は、今後も引き続き、国内の様々な民族社会へ向けて利用可能な支援に関する情報を発信します。

同省は関係諸機関と連携し、民族集団固有のニーズ (慣習・文化に適した滞在施設や食料品、礼拝堂など) に配慮した支援を行います。

障がいのある方を対象にした支援

Whaikaha – Ministry of Disabled People (障がい者支援省) からのアドバイス:

- 被災したらダイヤル 111 に通報してください。聴覚障害または発声障害のある方向けの SMS による消防・救急・警察通報サービス 111 TXT: <https://www.police.govt.nz/111-txt>
- Whakarongorau Aotearoa, New Zealand Telehealth Services (健康電話相談: 電話 0800 111 213 または SMS 8988) でも、障がいのある方やそのご家族からのご相談に対応しています。New Zealand Relay Service (www.nzrelay.co.nz) を通じた関係諸機関との連絡も可能です。
- 日常生活に介助犬が必要な方は、Civil Defence Centre (民間防衛センター) へも同伴してください。生活必需品 (通信機器、薬、防寒着、ベビー用品など) を忘れずにご持参ください。

ペットや家畜の保護

飼い主の責任として、災害対策を考える際はペットや家畜も計画に含めましょう。

- 自宅から退避する場合、安全な範囲でペットを同行するか、安全な場所に避難させます。
- ペットや家畜を置き去りにする必要がある場合は、雨露をしのげる屋内外の安全な場所を確保します。
- 放牧地付近に氾濫する可能性のある水路 (小川・河川など) がある場合は、馬や家畜を高台に移動させます。

Ministry for Primary Industries (MPI: 第一次産業省) のファクトシート: Animals affected by flood – www.mpi.govt.nz/animals-in-emergencies

ペットや家畜の福利に関するご相談

ペットや家畜の飼育・管理状態についてのご相談は、最寄りの CDEM Group (民間防衛グループ) で受け付け、MPI (第一次産業省) がフォローアップを行います。

<https://www.civildefence.govt.nz/find-your-civil-defence-group/>

獣医療

ペットや家畜の治療が必要な場合は、かかりつけの獣医師にご連絡ください。

家畜

家畜やライフスタイルブロック、飼料に関する支援要請は、**Federated Farmers** (農業組合 電話: 0800 FARMING 0800 327 646) までお問い合わせください。

保険と保険金請求

家屋・自家用車・家財が悪天候による被害を受けた場合、廃棄や修理を行う前に被害状況を写真に残し、できるだけ早いうちに保険会社へ連絡します。保険会社に連絡すれば、必要な手続きや保険金の申請方法について指示があります。また、Toka Tū Ake EQC (地震委員会) の EQ Cover (災害保険) の対象になるかどうかについても説明があるでしょう。

安全性・衛生面・警備上・風雨密性の理由から、自宅の修理が必要な場合は、作業前後の写真を撮影し、作業内容の記録と支払い済み領収書の写しを必ず保管しておきます。

火災保険には未加入でも家財保険に加入している方は、補償内容を保険会社へお問い合わせください。廃棄物に関しては、処理前にできるだけたくさん写真を撮り、記録を残しておきます。

MBIE (企業・技術革新・雇用省) 内の [Residential Advisory Service](#) (RAS: 住宅アドバイスサービス) では、被災物件の修理・修繕費用の保険金申請に役立つアドバイスや支援活動を行っています。詳しくは、Eメール info@advisory.org.nz または電話 (0800 777 299 / 03 379 7027) でご相談ください。

今回適用される EQCover

EQCover の内容:

- 土砂崩れの被害: 家屋や土地の損害に適用される EQCover
 - 土砂崩れによって家屋が損壊した場合、再建費用の限度額以内 (契約更新日に応じて \$150K または \$300K のいずれか)
 - 住宅用地の修理・復旧については、補償対象である土地の地価を上限とする
- 水害や暴風雨による被害: EQCover は補償対象である土地のみに適用され、通常、家屋は民間保険会社の補償対象です。
 - 水害によるがれき (沈泥・倒木など) の撤去

土地に関する保険金請求は解決までに時間を要する場合がありますため、被災者と保険会社とのあいだで意思疎通を図ることが重要です。

住宅所有者に役立つ情報リンク:

一般的なガイダンス

- [Householders' Guide to EQCover](#) – EQCover の概説、補償内容 (補償対象外の情報も含む)、EQCover の保険金請求手続きの流れ
- [Householders' Guide to Residential Land](#) – 住宅用地を対象とする EQCover の仕組み (概説)、補償内容 (補償対象外の情報も含む)

具体的なガイダンス (必要に応じて印刷してください)

- [Land Cover – Storms and Floods](#) ファクトシート – 暴風雨や水害による住宅用地への被害を補償する EQCover の仕組み
- [EQCover – Land claims](#) ファクトシート – 土地に関する EQCover の保険金請求手続きの流れ、手続きの当事者、保険金の算出方法

賃貸契約に関する情報

賃貸住宅の借主または貸主の権利と義務については、www.tenancy.govt.nz をご覧いただくか、0800 TENANCY (0800 836 262) までお問い合わせください。

保育園・幼稚園・学校

今回の悪天候に関するガイダンスは下記に掲載され、事態の進展に応じて随時更新されています。教育省公式サイト: [Severe weather event advice and guidance – Education in New Zealand](#)

各校の被災状況や再開予定に関しては、保護者から教育機関へ直接お問い合わせください。Ministry of Education (教育省) は、すべての保育園・幼稚園・学校の再開に向けた取り組みを支援します。

医療機関

医療機関は引き続き傷病者に対応します。

救急医療部門をはじめ、全病院が傷病者を受け入れています。救急医療が必要なほど重症の方は、直ちに **ダイヤル 111 へ通報**してください。

救急患者以外の方は、まずかかりつけの一般医に電話でご相談ください。電話によるご相談には 24 時間体制で応じています。営業時間内はかかりつけの一般医へ直通しますが、時間外であれば夜勤担当医につながります。週末診療を行う一般医のほとんどは、通常通りの診療を継続しています。

緊急性のある軽症/中等症の健康問題に関して、かかりつけの医師と連絡が取れない場合は、地元の救急医療センターへご連絡ください。連絡先一覧は [Healthpoint](#) に掲載されています。ふだん服用している処方薬がなくなった場合は、地元の薬局にご相談ください。営業中の薬局一覧も [Healthpoint](#) に掲載されています。

健康全般に関するアドバイスや支援団体に関する情報が必要な方は、Healthline (0800 611 116) までお問い合わせください。

Need to Talk? (電話・SMS: 1737) では、週 7 日 24 時間体制で適切なトレーニングを受けたカウンセラーが不安・ストレス・精神衛生に関するご相談に応じます。また、かかりつけの医療従事者にもご相談ください。

移動中は道路閉鎖にご注意ください。通常ルートが開通しており、安全に走行できるかどうかを事前に確認しましょう。

健康・福利

下記は健康と福利に役立つ一般情報です。

困難に直面している時に十分な睡眠をとる重要性

- 役立つヒント: <https://www.healthnavigator.org.nz/healthy-living/sleep/sleep-tips/> (全国地区保健委員会推奨サイト)

お子さんに状況を説明する - 話し合い、お子さんの気持ちに耳を傾けることの重要性

- 役立つヒント: <https://www.kidshealth.org.nz/coping-natural-disaster>

精神衛生

- a. 浸水や洪水の発生、それに続く自宅からの退避といった緊急時には不安を感じるものであり、強いストレスにさらされた際の当然の反応です。そういう時は、人と話すことや、誰かの役に立つことが癒しとなり、ストレス解消につながります。
- b. 精神衛生上の支援が必要な時の連絡先:
 - a. かかりつけの一般医、夜勤担当医、または Healthline (0800 611 116)

- b. フリーダイヤル 1737 (必要なトレーニングを積んだカウンセラーが電話や SMS によるご相談に応じています)
- c. 緊急時はダイヤル 111

水害後の清掃作業

家屋と家財のすべてを洗淨・乾燥させる必要があります。浸水によって、家が下水やその他の有害物質に汚染されている可能性があるからです。

- ガスメーターが浸水やがれきの被害を受けた場合は、ガス会社へ連絡してください。
- 水害後の清掃作業には防護服を着用し、清掃後や食品の取扱い前には入念に手を洗います。常に安全な作業を心がけましょう。
- 浸水箇所の清掃と安全確認が終了するまで、お子さんやペット・家畜はそれらの場所から遠ざけてください。
- 清掃作業を始める前に、被害状況と除去しなければならない物を写真や動画に撮影しておくとその後の保険金申請に役立ちます。
- 屋内の清掃・排水・乾燥をできるだけ早く行いましょう。カーペットや床材・家具・寝具・衣類など、濡れていても屋外へ持ち出せるものはすべて動かし、晴天下で天日干しにします。
- 容器に保存しておいた飲料水や食品が浸水した場合は、すべて廃棄します。
- 浸水した土壌の作物は食べないでください。がれきを片付けた庭に石灰をまきます。